

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第23号

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則

神戸市火災予防規則(昭和37年6月規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第7条 削除</u></p>	<p><u>(防火管理業務)</u></p> <p><u>第7条 条例第50条の4の3第1項の規則で定める防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 火気の使用又は取扱いに関する監督</u></p> <p><u>(2) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理(防火管理業務に従事する者が消防設備士免状の交付を受けている者である場合については消防用設備等の点検及び整備を、法第17条の3の3に規定する総</u></p>

務大臣が認める資格を有する者である場合については消防用設備等の点検を除く。)

(3) 火災等の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡、避難誘導等

(4) 火災等の異常の監視

(5) 防火対象物の周囲の可燃物の管理

(6) 前各号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める業務

(防火教育担当者の資格)

第7条の2 条例第50条の4の3第1

項の規則で定める資格を有する者

(以下「防火教育担当資格者」とい

う。)は、消防法施行令(昭和36年政

令第37号。以下「令」という。)第3

条第1項第1号イからニまでのい

れかに該当し、かつ、次の各号のい

れかに該当する者とする。

(1) 防火管理業務に関する知識、技

能等の教育(以下「防火教育」とい

う。)を行うについて必要な知識、

技能等を修得させることを目的と

して行われる講習(次号において

「防火教育担当資格者講習」とい

う。)であって、消防長が行うもの

を修了した者

(2) 防火教育担当資格者講習であつて、消防長が指定するものを修了した者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(防火教育担当資格者の講習)

第7条の3 防火教育担当資格者は、前条第1号又は第2号に規定する講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に条例第50条の4の3第4項に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。

(防災管理業務)

第7条の4 条例第50条の4の3第2項の規則で定める防災管理上必要な業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 防災上必要な構造及び設備の維持管理

(2) 令第45条各号に掲げる災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導

(3) 地震が発生した場合における救出、救護活動等

(4) 前3号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める業務

(防災教育担当者への準用)

第7条の5 第7条の2及び第7条の3の規定は、条例第50条の4の3第2項に規定する防災教育担当者について準用する。この場合において、第7条の2中「第50条の4の3第1項」とあるのは「第50条の4の3第2項」と、「防火教育担当資格者」とあるのは「防災教育担当資格者」と、「第3条第1項第1号イからニまで」とあるのは「第47条第1項各号」と、「防火管理業務」とあるのは「防災管理業務」と、「防火教育」とあるのは「防災教育」と、「防火教育担当資格者講習」とあるのは「防災教育担当資格者講習」と、第7条の3中「防火教育担当資格者」とあるのは「防災教育担当資格者」と読み替えるものとする。

(標識等の様式)

第11条 条例第7条の2第1項第5号、第12条第1項第7号（同条第3項、条例第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第3号、第24条第2項及び第3項第2号、第31条の3

(標識等の様式)

第11条 条例第7条の2第1項第5号、第12条第1項第7号（同条第3項、条例第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第3号、第24条第2項、第3項及び第5項、第31条の3

第2項第1号（条例第34条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第33条の2第3項及び第4項、第34条の2第2項第1号、第41条第2項第6号、第48条第4号（条例第50条の規定において準用する場合を含む。）、第50条の3第2項並びに第50条の10第2項第2号の規定により設ける標識等の様式は、別表に定めるとおりとする。

（申請書等の様式等）

第12条 条例及びこの規則による申請書、届出書等の様式は、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(3の2)及び(3の3) 削除

(3の4)～(35) [略]

2、3 [略]

第2項第1号（条例第34条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第33条の2第3項及び第4項、第34条の2第2項第1号、第41条第2項第6号、第48条第4号（条例第50条の規定において準用する場合を含む。）、第50条の3第2項並びに第50条の10第2項第2号の規定により設ける標識等の様式は、別表に定めるとおりとする。

（申請書等の様式等）

第12条 条例及びこの規則による申請書、届出書等の様式は、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(3の2) 防火教育担当者選任（解任）

届出書 条例第50条の4の3第3項関係 様式第3号の2

(3の3) 防災教育担当者選任（解任）

届出書 条例第50条の4の3第5項関係 様式第3号の3

(3の4)～(35) [略]

2、3 [略]

改正後							改正前							
別表（第11条関係）							別表（第11条関係）							
根拠条文	標識等の種類	標識等	寸法		色		根拠条文	標識等の種類	標識等	寸法		色		
			幅 cm	長さ cm	地	文字				幅 cm	長さ cm	地	文字	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
条例第24条第2項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	条例第24条第2項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			
条例第33条の2第3項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	条例第33条の2第3項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
条例第24条第3項	「喫煙所」と表示した標識	喫煙所	10以上	30以上	白	黒	条例第24条第3項	「禁煙」と表示した標識に併せて設ける図記号による標識		喫煙所	10以上	30以上	白	黒
							条例第24条第3項	「火気厳禁」と表示した標識に併せて設ける図記号による標識						
条例第24条第3項第2号	「喫煙所」と表示した標識	喫煙所	10以上	30以上	白	黒	第24条第5項	「喫煙所」と表示した標識	喫煙所	喫煙所	10以上	30以上	白	黒

条例第33条の2第4項	喫煙所である旨の表示					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	「喫煙所」と表示した標識に併せて設ける図記号による標識			地色は、白とし、記号は、黒とする。
条例第33条の2第4項	喫煙所である旨の表示	喫煙所	10以上 30以上	白 黒
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第3号の2及び様式第3号の3を削除し、様式第12号中、

「

全出力又は 定格容量	動 力	KW AH・セル
	電 灯	KW AH・セル

を

」

「

全出力又は 蓄電池容量	動 力	kW kWh
	電 灯	kW kWh

に改め、同様式の備考中

」

「9 4の欄の「全出力又は定格容量」は、変電設備、急速充電設備、発電設備又は燃料電池発電設備は全出力を、蓄電池設備は定格容量を記入すること。」を

「9 4の欄の「全出力又は蓄電池容量」は、変電設備、急速充電設備、発電設備又は燃料電池発電設備は全出力を、蓄電池設備は蓄電池容量を記入すること。」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 様式第12号の改正規定及び次項の規定 令和6年1月1日

(2) 第7条から第7条の5まで、第12条、様式第3号の2及び様式第3号の3の改正規定 令和6年4月1日

(経過措置)

2 様式第12号の改正規定の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市火災予防規則様式第12号は、当分の間、なお使用することができる。